

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する口にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用) 前橋地方裁判所桐生支部 執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
陳述	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月12日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 飯 田 道 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月11日から 令和 8年 6月18日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月25日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月16日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 2日 午前10時00分から 令和 8年 7月 2日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 みどり市笠懸町阿左美 1512番地1

家屋 番号 1512番1

種 類 店舗

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 172.62平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 43.80平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8年 3月10日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 飯 田 道 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番1512番1，地積1008.58平方メートルの一部，共有者B，C）につき借地権（賃借権）が存する。買受人は，地主の承諾又は裁判等を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 みどり市笠懸町阿左美 1512番地1

家屋 番号 1512番1

種 類 店舗

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 172.62平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 43.80平方メートル

令和7年(ケ)第17号
令和7年9月11日受理
令和7年10月30日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所桐生支部

執行官 齋藤 公 秀 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | |
|-------|--------------------|
| 1 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 1512番地1 |
| 家屋 番号 | 1512番1 |
| 種 類 | 店舗 |
| 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| 床 面 積 | 172.62平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	群馬県みどり市笠懸町阿左美 1512番地1 (住居表示未実施)
建物	物件1
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である。 <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる (<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある 種類: 物置 構造: 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積: 43.80㎡ 昭和60年築 (公課証明書の記載による)
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 店舗 として占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況(物件1 関係)	
所 在	群馬県みどり市笠懸町阿左美
地 番	1512番1
地 目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地 積	1008.58㎡ (<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 (約629㎡))
所 有 者	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 ()
その他の事項	
<input checked="" type="checkbox"/> 関係人 A(債務者元代表者) 及び B(目的外土地共有者) の陳述 <input type="checkbox"/> 提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	昭和60年10月ころ(建物新築時)
最初の契約等	契約日 平成 年 月 ころ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
	期 間 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで 年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期 間 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等当事者	貸 主 <input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借 主 <input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
地代・支払時期等	毎年金130,000円(毎年8月中旬当年分支払)
地代前払	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(金 円 分まで)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特 約 等	
地代滞納	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(平成 年 月 日現在 金 円)
契約解除	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
訴訟提起等	<input checked="" type="checkbox"/> ない
	<input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 <input type="checkbox"/> 係属中 <input type="checkbox"/> 終局()
そ の 他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (債務者兼所有者の 元代表者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 私は本件建物の所有者である会社の元代表者です。会社は本年2月に破産手続廃止となりました。 2 もう営業はしていませんが、本件建物は店舗等として使用しています。 3 建物敷地である土地は、Bから賃借しています。双方の父の代から使用させてもらっており、詳細はお互いによく分かってなくなっています。 4 借りているのは塀で区切られた土地の東側の部分です。 5 契約書等はありませんが、年額13万円の地代を毎年8月中旬に支払っています。 6 雨が強く降ると東側の壁に雨漏りがあります。 7 本件建物には、売電用の太陽光発電設備があります。この設備の所有者は建物と同一です。 8 現在も売電による収入がありますが、所有者が変わって新たな契約をする場合には買取価額が激減すると聞いています。 9 本件建物の南東側に店舗用の物置として使用している建物があります。この建物の所有者は本件建物と同一です。
<p>■ B (目的外土地共有者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 私は本件建物の敷地となっている土地の共有者です。父から相続したものなので、賃貸借の経緯などは把握していません。 2 土地の賃貸借に関する契約書等はありません。紛失したのではなく当初から作成していないと思います。 3 範囲や地代等についてはAの説明どおりで間違いのないと思います。 4 もう一方の共有者の意向を確認していないので明言はできませんが、建物を買い受けた方から土地賃借の要望があれば、条件等について話し合いに応じようとは思っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件物件の状況

土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。

2 未登記附属建物（写真⑦～⑨）

(1) 本件建物の南東側に建物がある。

前橋地方法務局桐生支局で確認したところ、本件土地上に本件建物以外の登記建物は存在しない。そのため、この建物は未登記建物である。

(2) 上記未登記建物は主物である本件建物と所有者が同一であり、物置として本件建物の常用に供されている。

(3) 以上から、上記未登記建物は本件建物の従物といえるので、本件建物の附属建物として売却対象となる。

3 その他

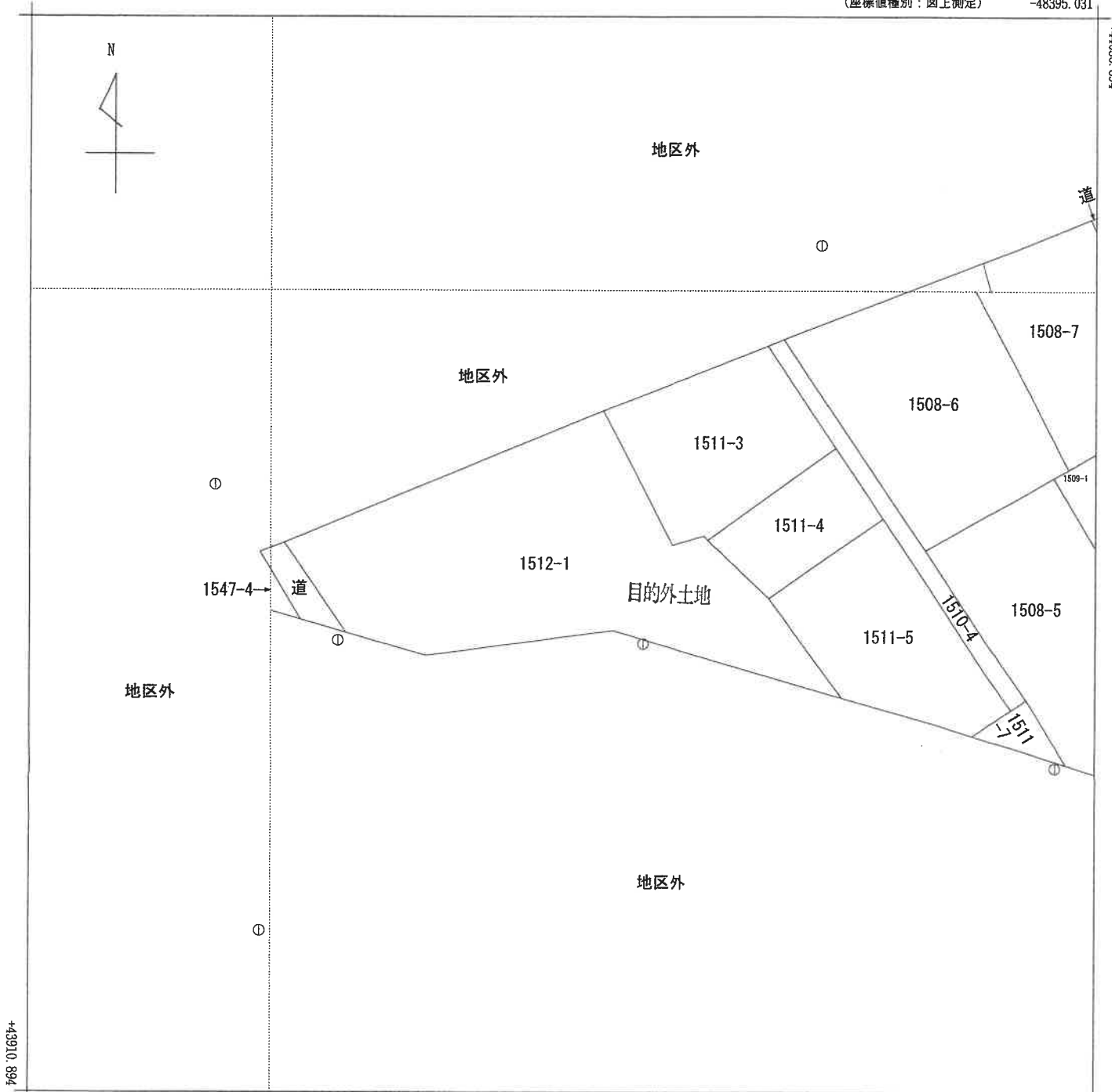
(1) 太陽光発電設備（写真⑥）は、主物である本件建物と所有者が同一であり、主物の常用に供されていることから、本件建物の従物に当たるため売却の対象となる。

(2) 目的外土地上に、外灯及び債務者が営業していた店舗の看板が設置されている。これらは支柱を地面に埋め込んで設置されており、土地の定着物となっている。

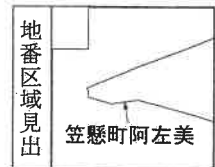
(3) 建物敷地は1512番1の土地の一部（土地建物位置関係図参照）を賃借しているものであるが、契約書が存在せず、当事者らも詳細を明確に把握できていない状況である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



-48520.031 (座標値種別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	みどり市笠懸町阿左美			地番	1512番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和53年6月1日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局桐生支局管轄)

令和7年7月11日

さいたま地方務局

登記官

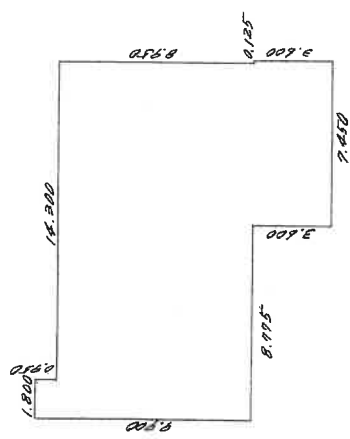
A3をA4に縮小

0503741

各階平面図

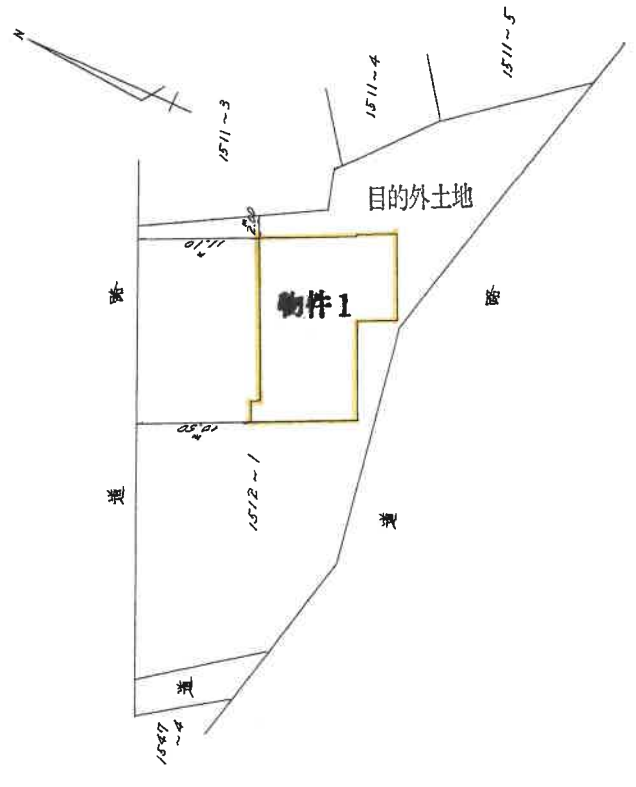
建築物各階平面図

家屋番号 1512~1
 建築物の所在 新田郡若原町中笠郷阿左美町1512番地1



主	種
0.950	x 1.800 = 1.710000
8.950	x 16.100 = 144.095000
3.600	x 7.450 = 26.820000
172.625000	

本面積 172.62



昭和60年 拾月 貳 八 日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (前橋地方務局桐生支局備付)
 令和7年7月11日 さいたま地方務局 登記官

(8 枚目)

作製者 土地家屋調査士
 作製年月日 昭和60年10月28日

縮尺 1/250

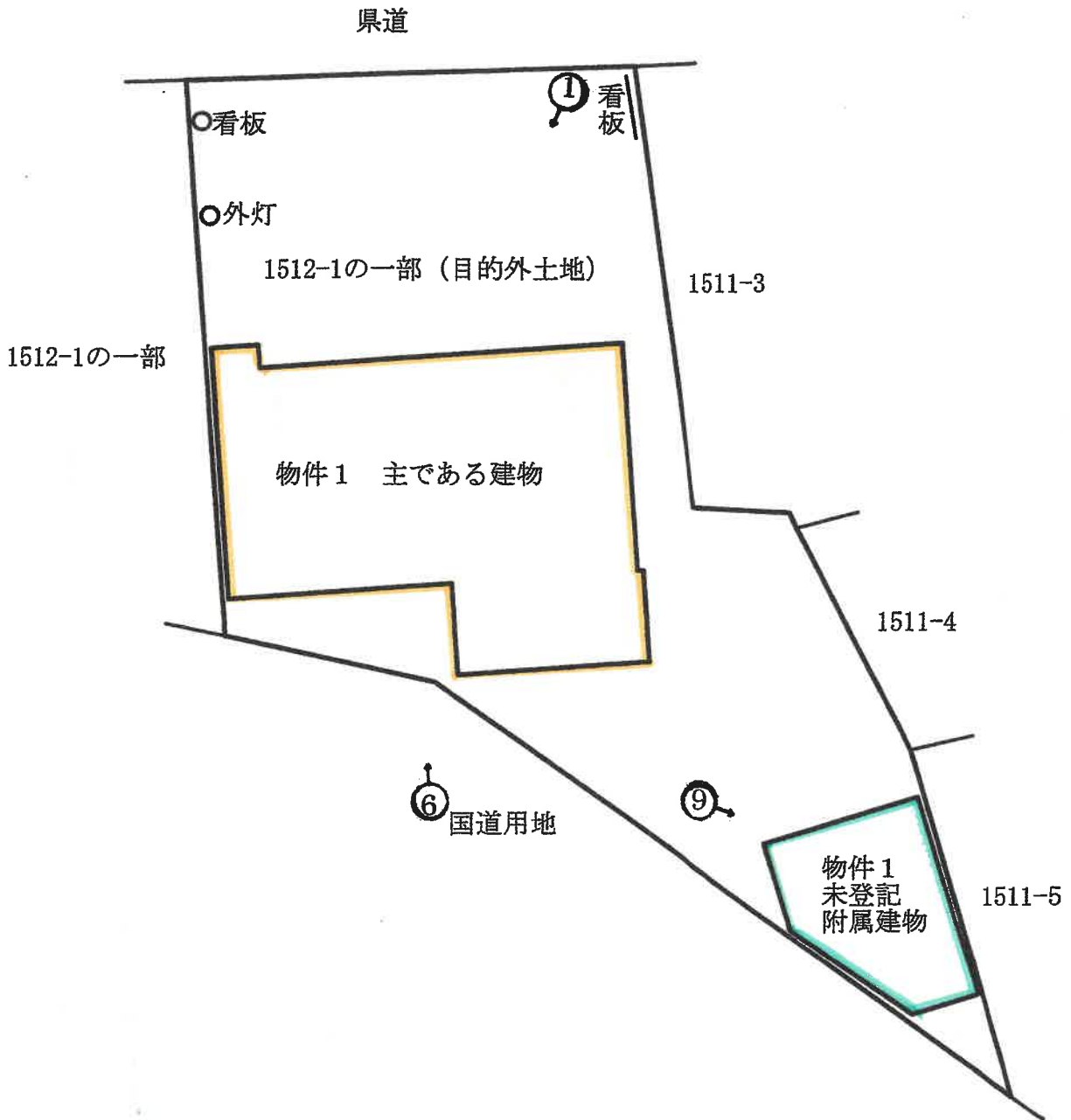
申請人

縮尺 1/500

A3をA4に縮小

(群馬土地家屋調査士会用品)

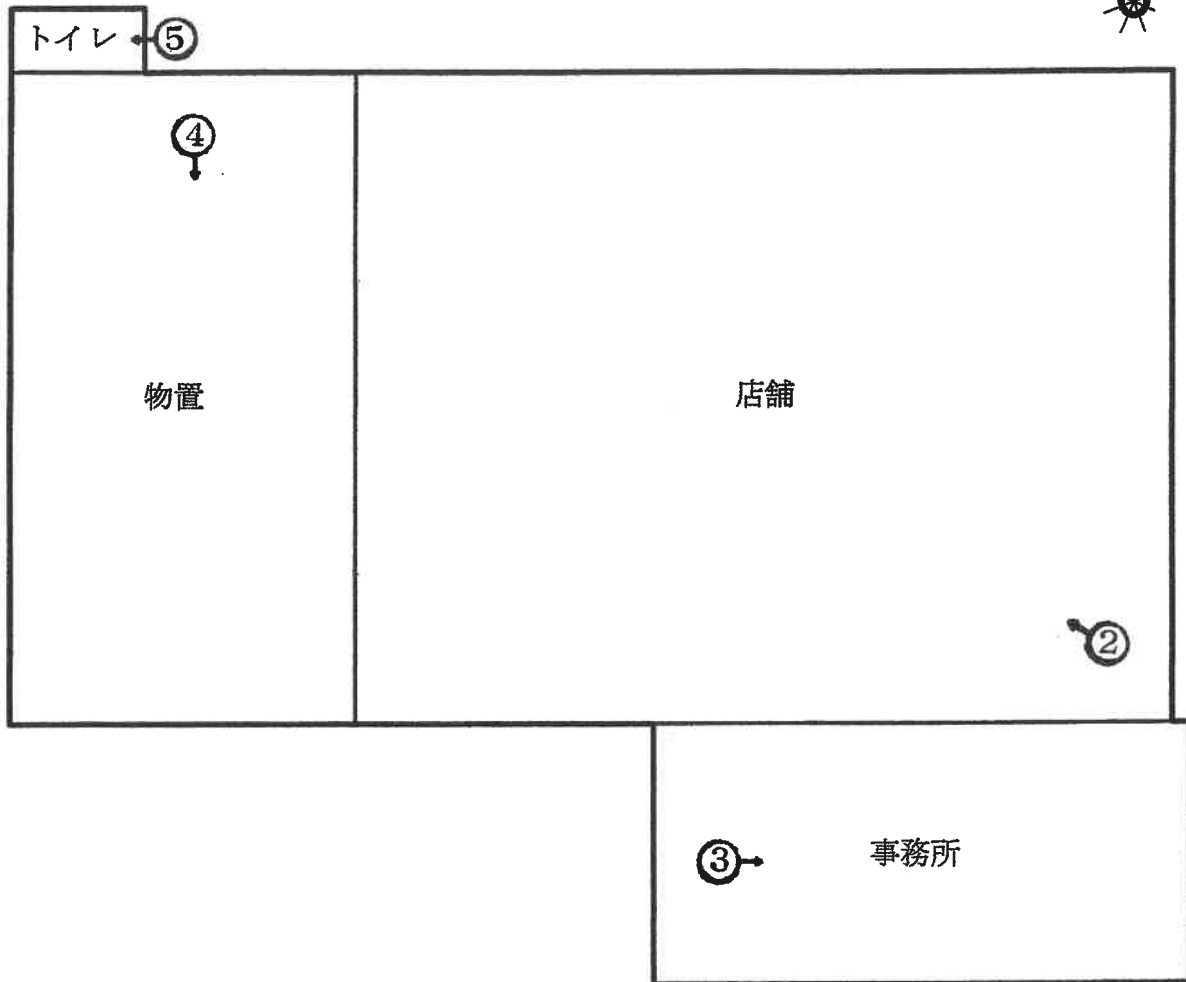
土地建物位置関係図



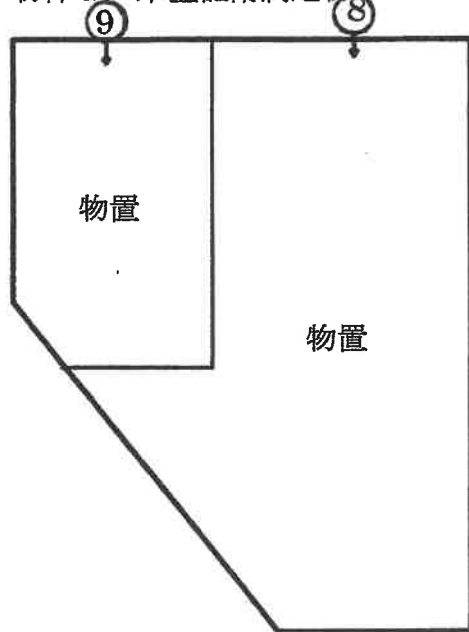
←○ 写真撮影位置・方向

建 物 間 取 図

物件 1 主である建物



物件 1 未登記附属建物



←○ 写真撮影位置・方向

(1 0 枚 目)



①



②



③



④



⑤



⑥

(12枚目)

⑦



⑧



⑨



(13枚目)

令和 7 年 (ケ) 第 17 号
令和 7 年 10 月 10 日 現地調査
令和 7 年 10 月 31 日 評価

前橋地方裁判所 桐生支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西尾 直人 印

第1 評価額

物 件	評 価 額
物件1 (建物)	金 2,860,000 円

- 1 評価額は、目的外土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	みどり市笠懸町阿左美 1512番地1 1512番1 店舗 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 172.62㎡	同左
	(附属建物) 符号 種類 構造 床面積	— — — —	未登記 物置 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 43.80㎡
番号	特記事項		
1 目的 外土地	所在 地番 地目 地積	みどり市笠懸町阿左美 1512番1 宅地 1,008.58㎡	1512番1の一部 約629㎡

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地）

位置・交通	JR両毛線 岩宿駅 西方 約 390 m (道路距離)	
付近の状況	県道沿いに一般住宅のほか小規模店舗、医院等が混在する地域	
主な公法上の規制等	都市計画区分	非線引都市計画区域
道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制	用途地域	なし
	建ぺい率	70%
	容積率	400%
	防火規制	—
	その他の規制	—
画地条件	規模	約629㎡
	形状	やや不整形
	間口・奥行	間口 約 17.6 m 平均奥行 約 35.7 m
	地勢	ほぼ平坦
接面道路の状況	北西側 約 9.7m (認定幅員) 県道にほぼ等高に接している。建築基準法第42条1項1号道路である。都市計画道路(3・6・39号相生岩宿線、計画幅員11m)として将来拡幅予定であり、目的外土地も若干の後退が発生する可能性がある。	
	中間画地	
土地の利用状況等	範囲	目的外土地
	利用状況	物件1建物の敷地
	占有者	物件1建物所有者
	利用権原	賃借権
	土地最優先担保権	—
	建物最優先担保権	根抵当権 昭和60年11月7日
	最先時建物存否	存在
	土地建物所有者	別人
	建物新築時期	昭和60年10月16日
隣地等	県道、住宅等	
供給処理施設	上水道	あり 群馬東部水道企業団によると、前面県道に本管は敷設されているが、現在は東側隣接地等を経由して近隣数軒の個人連合管にて引込まれているとのこと。
	ガス配管	なし
	下水道	あり 物件1建物所有会社元代表者によると、下水道には未接続で浄化槽を利用しているとのこと。
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	土 壤 汚 染	水質汚濁防止法による有害物質使用特定施設の届出はなく、土壤汚染対策法による区域指定もなかった。また不動産登記簿及び古地図によると、土壤汚染が存在する端緒は確認できなかった。よって、土壤汚染リスクは低いと思われる。
	埋 蔵 文 化 財	埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	そ の 他	土地定着物である看板2基と外灯1基が存在する。

2 建物の概況及び利用状況等（物件1）

区分	主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	新築年月日	昭和60年10月16日
	経過年数	40.0年
	経済的残存耐用年数	0.0年
仕様	構造	鉄骨造
	屋根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外壁	ALCパネル吹付タイル等
	内壁	ビニールクロス等
	天井	石膏ボード等
	床	Pタイル、ビニールシート等
	設備その他	電気、給排水等 太陽光発電設備あり
床面積（現況）	1階	172.62㎡
	延	172.62㎡
現況用途等	現況用途	店舗
	間取り	附属資料「建物間取図」のとおり。
品等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	特になし	

区分	未登記附属建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	新築年月日	昭和60年10月16日（公課証明書）
	経過年数	40.0年
	経済的残存耐用年数	0.0年
仕様	構造	木造
	屋根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外壁	サイディング等
	内壁	あらわし、合板等
	天井	あらわし、合板等
	床	土間コンクリート、ビニールシート等
	設備その他	電気 なし
床面積（現況）	延	43.80㎡
現況用途等	現況用途	物置
	間取り	附属資料「建物間取図」のとおり。
品等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	新築年月日は主である建物と同時期として評価する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①建付地価格（目的外土地）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
目的外 土地	25,600	0.71	629.00	0.90	10,290,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

基準地	みどり	5	—	1
-----	-----	---	---	---

基準価格 26,600 円/㎡ × 時点修正 100.0 / 100 × 標準化補正 100 / 100.0 × 地域格差 100 / 104.0 ≒ 標準画地価格 25,600 円/㎡

◇ 時点修正：令和7年7月1日 から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位等の画地条件を考慮した。

◇ 地域格差：交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：方位、形状、規模、供給処理施設、都市計画道路、定着物等を考慮して -29% と判定した。

ウ 地 積：評価人による概測面積を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	持分割合 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	166,000	172.62	0.02	1 / 1	570,000
附属建物	166,000	43.80	0.01	1 / 1	70,000
合計					640,000

ウ 現 価 率

番号	a			b	c
	耐用年数に基づく方法 (定率法)による現価率				
1	経済的全耐用年数	30.0年	0.05	(1 - 60%)	0.02
	経過年数	40.0年			
	残価率	5%			
附属建物	経済的全耐用年数	24.0年	0.05	(1 - 80%)	0.01
	経過年数	40.0年			
	残価率	5%			

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
目的外 土地	10,290,000	0.40	借地権	4,120,000

イ 土地利用権等割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。本賃借権は、建物の所有を目的とする借地権と思量される。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1②オ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	640,000	+4,120,000	1.00	1.00	0.60	2,860,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地 価格【 みどり 5 - 1 】

所 在 : みどり市笠懸町鹿3108番外

価 格 : 26,600 円/m²

位 置 : JR両毛線 岩宿 駅 道路距離約 1.9 km に位置する

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 2,387 m²

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 南東側 10.2 m 国道

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域 (建ぺい率 70%, 容積率 400%)

地 域 の 概 要 : 幹線道路沿いに店舗等の立地する路線商業地域

第7 附属資料

位置図

公図写

土地建物位置関係図

建物間取図

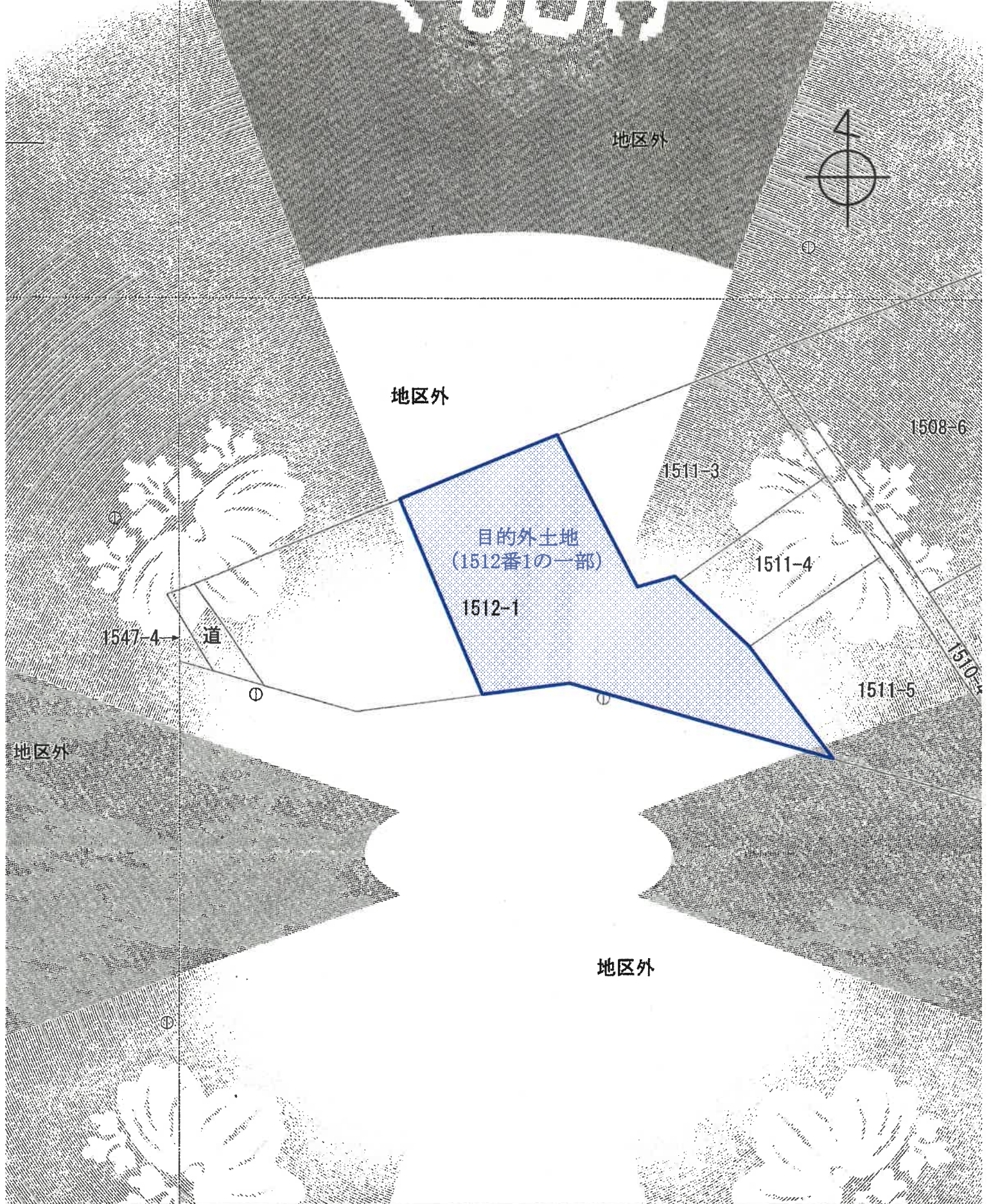
以 上

位置図 (みどり市地形図)



目的不動産





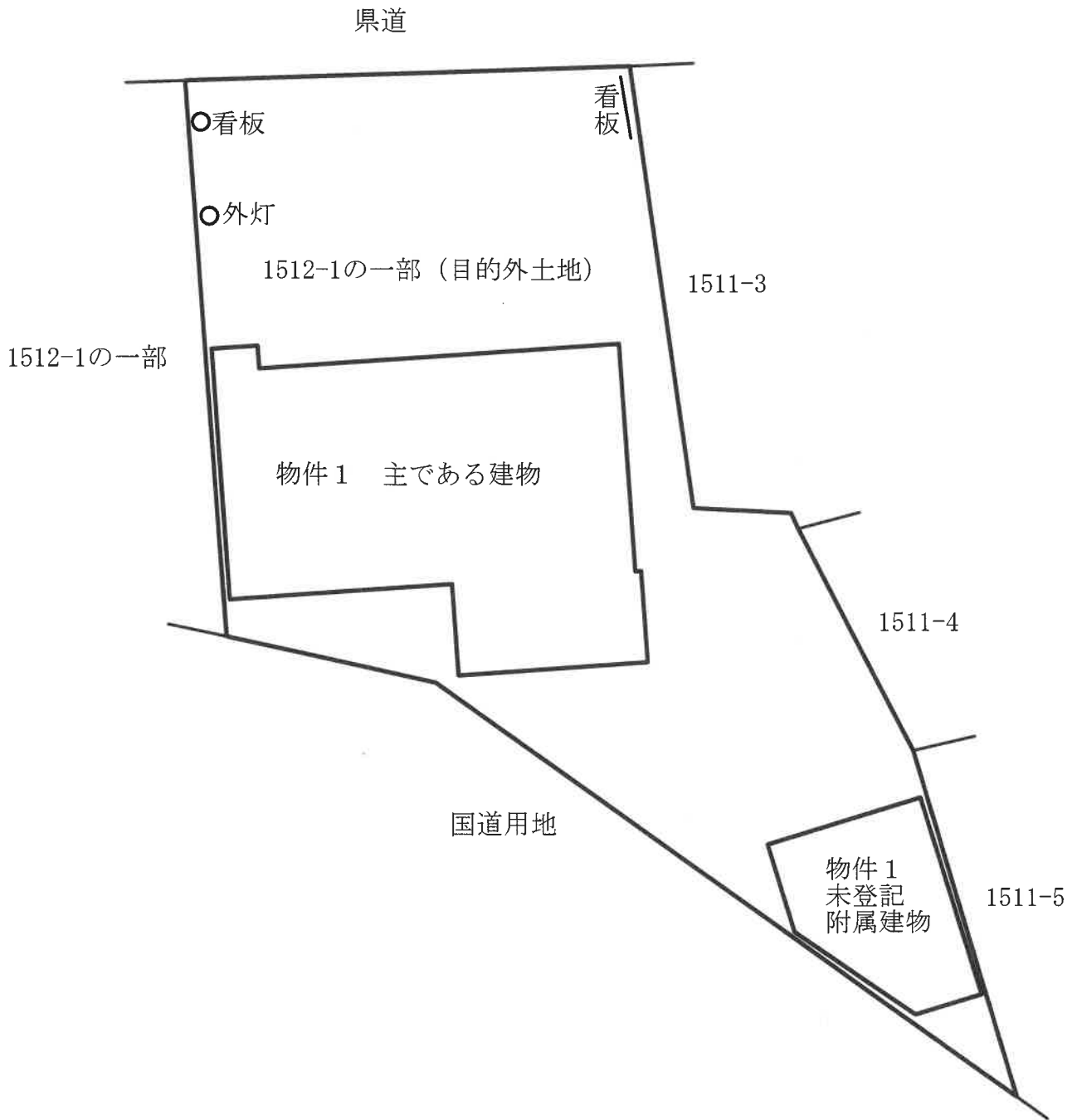
(座標値補正: 図上測定)
主地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokuta1heiyouuki2011.par)による修正がされています。

縮尺：500分の1

公図写

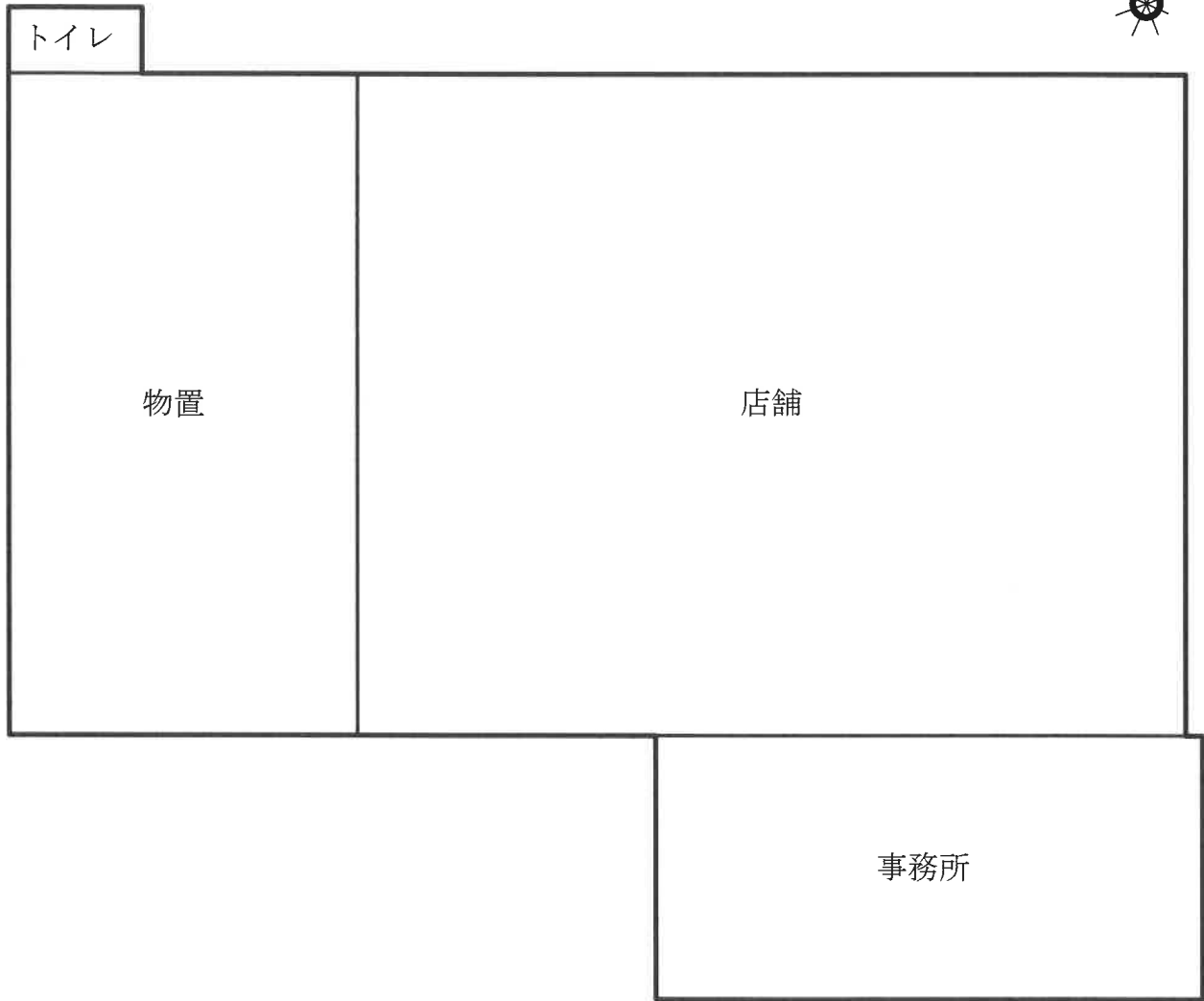
地番区域見出し
笠懸町

土地建物位置関係図



建 物 間 取 図

物件1 主である建物



物件1 未登記附属建物

